

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

| | | | |
|------|---|---|-----|
| 事業年度 | ・ | ・ | 法人名 |
|------|---|---|-----|

御注意

「2」欄には、その金額を記載します。

「2」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「18」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

| 留保金額に対する税額の計算 | | |
|--|---|--|
| 課税留保金額 | | 税額 |
| 年3,000万円相当額以下の金額 ((18)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額) | 1 000 | 円 (1) の 10 % 相当額 5 |
| 年3,000万円相当額を超える年1億円相当額以下の金額 ((18)-(1))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(1))のいずれか少ない金額) | 2 000 | (2) の 15 % 相当額 6 |
| 年1億円相当額を超える金額 (18)-(1)-(2) | 3 000 | (3) の 20 % 相当額 7 |
| 計 (18) (1)+(2)+(3) | 4 000 | 計 (5)+(6)+(7) 8 |
| 課税留保金額の計算 | | |
| 当期留保金額の計算 | 9 10 11 12 13 14 15 16 | 円 住民税額の計算の基礎となる法人税額 中小企業者以外の法人 ((別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「18」)-別表六(十一)「23」-別表六(十二)「17」-別表六(十三)「22」-別表六(十四)「24」-別表六(二十一)「22」-別表六(二十二)「23」-別表六(二十六)「28」-別表六(二十七)「12」) 19 大法人による完全支配関係がある中小企業者 ((別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「12」-「18」)-別表六(七)「18」-別表六(八)「10」-別表六(九)「12」-別表六(十一)「23」-別表六(十二)「17」-別表六(十三)「22」-別表六(十四)「24」-別表六(十七)「18」-別表六(十八)「18」-別表六(十九)「49」-別表六(二十一)「22」-別表六(二十二)「23」-別表六(二十三)「40」-別表六(二十四)「21」-別表六(二十五)「22」-別表六(二十六)「28」-別表六(二十七)「12」) 20 住民税額 ((19)又は(20))×16.3% 21 特定寄附金を支出した場合 特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20% 22 調整地方税額に係る控除額 ((21)+((別表一(一)「12」+「18」)×16.3%))×20% 23 住民税額から控除される金額 (22)又は(23)のいずれか少ない金額 24 住民税額 (21)-(24) 25 |
| 留保控除額 (別表三(一)付表「28」) | 17 | |
| 課税留保金額 (16)-(17) | 18 000 | |